

中国の裁判は日本の裁判と様々な点で異なっている。今回は日本の弁護士である私が、中国で経験した中国の裁判の特徴についてお伝えしようと思う。

中国の裁判の特徴を一言で表すと「早い、熱い、固い」である。

まず日本の裁判は1年程度要することが通常であり、複雑な事件については、数年かかることも珍しくない。これに対し、中国の裁判では、通常の第一審の民事事件について、事件を立件した日から6か月以内に訴訟を修了しなければならない（民事訴訟法152条）とされている（ただし涉外事件についてはこの限りではない。）。特別な事情により延長することは可能であるが、当該人民法院の院長の承認を得る必要があるとされている。口頭弁論が開催されるとしてもせいぜい1~3回くらいが一般的である。裁判所では、毎年、事件の平均審理期間や終結率といったデータが出されることから、年末になると、裁判官が早く事件を修了させて判決を出したがる傾向にある。そのため担当の裁判官がわざわざ人民法院の院長の承認を得て審理期間を延長してくれるということは、複雑な案件でなければ期待できない。したがって中国の裁判は日本の裁判に比べて「早い」といえる。

次に日本の裁判は、期日に備えて準備書面を提出し、口頭弁論では準備書面をそのまま陳述する傾向にあることから、どのような書面を作成するかが極めて重要であるのに対し、中国の裁判では予め準備書面を提出しないことも多く、口頭弁論手続における発言が非常に重要である。発言は速記によって記録され、最後に双方が確認の上でサインをすることとなる（最近のシステムでは発

言がそのまま文字化される）。そのため1回の裁判に3、4時間かかることはざらであり、原告と被告が様々な論点について、その場で喧々諤々と議論を交わすこととなる。日本が準備書面を通じて各論点について冷静に（もちろん内容的には熱いですが）争うのに対し、中国の裁判は口頭弁論においてすべて決まることから、弁護士が舌峰鋭く言い争うこととなる（特に中国語の発音が怒っているように聞こえる）。したがって、中国の裁判は日本の裁判に比べて「熱い」といえる。

最後に日本の裁判では裁判官が事実認定をするにあたり、書証はもちろん、人証も証拠として採用してることが多い。仮に書面があったとしても、契約当時の当事者間の関係や状況などを踏まえるとその書面と異なる事実があったと裁判官が認定してくれる可能性がある。そういう意味で、日本の裁判官は、常識や人間の行動哲学を踏まえて、柔軟な判断をしてくれる傾向にあると考える。これに対し中国の裁判では書面があるかどうかを極めて大きな意味を占める。もちろん中国にも詐欺や錯誤といった抗弁はあるのだが、私の経験からすると証人尋問をすることが日本に比べて少ないと思われる。つまり中国では書いたものがあるかどうかという判断になりがちであり、書面と異なる結果を認定してもらうハードルは日本に比べて高いと思われる。したがって中国の裁判は日本の裁判に比べて「固い」といえる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。